様式第8号（第5条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| **公共基準点復旧承認書**  　　　　　 　 号  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　年 月　　日  　　　　　　　殿  　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　御杖村長  （公印省略）  御杖村公共基準点管理保全要綱第5条第7項の規定により、次のとおり復旧を承認します。 | |
| 工事件名 |  |
| 工事場所 |  |
| 公共基準点の名所及び番　　号 |  |
| 承認の条件 | 1　機能回復は、　　年　　月　　日までに行うこと。  2　機能回復における測量方法は､本要綱の規定に従って行うこと。  3　機能回復を行う測量業者は､承認申請書に記載された者とする。  4　機能回復に伴う一切の費用は､申請者が負担する。  5　機能回復完了後は､速やかに竣工報告（様式第12号）を提出すること。  6　竣工報告書提出後、村長の検査を受けること。  7　移転先は、村の指示する場所とすること。  8　承認申請書の記載事項に変更が生じた場合は速やかに連絡すること。  9　疑義の生じた場合には村と協議し、その指示に従うこと。  10　その他、関係法令等を厳守すること。 |

別　紙

**公共基準点使用条件**

1　作業者は、施設内にある公共基準点の使用にあたって､あらかじめ立ち入る施設の管理者に計画機関名､作業機関名、測量作業担当者名､作業目的､連絡先などを連絡し､立ち入りの承諾を得ること。

2　作業者の施設内の立ち入り時間は､日曜日を除く午前９時から午後５時までを原則とする。ただし、管理者から指定された場合はそれに従うこと。

3　作業者は､使用時に「公共基準点使用承認書」の写し及び承認された団体の発行する身分証明書を常時携行すること。

4　作業者は､使用にあたって公共基準点の取扱いに留意し、その保全に努めるとともに､周辺を汚さないよう努めること。

5　測量標本体及び立ち入り施設に損害を与えた場合は､測量作業担当者の費用で原形復旧すること。

6　作業者は､測量標の使用を完了したときは､公共基準点現況及び使用報告書に次の書類を添付して、村長に提出すること。

　（1）　精度管理表

　（2）　成果表､網図の写し

　（3）　その他村長が必要と認める書類等

7　作業者は､測量標及びその周辺に工事の予定があることを知り得た場合には、速やかに村長に連絡すること。